

「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（案）」
に対するパブリックコメントの主な意見（暫定版）

●概要

海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（案）について、以下のとおり意見募集を行った。

- (1) 意見募集期間：平成22年1月25日（月）から平成22年2月23日（火）まで
- (2) 告知方法：電子政府の総合窓口（e-gov）、環境省ホームページ及び記者発表
- (3) 意見提出方法：郵送、ファックス又は電子メール

●意見募集の結果

意見提出者数：13団体・個人
意見数：78件

●主な意見

1. 我が国における海岸漂着物対策の経緯

- 「海岸漂着物等については、これまでも国や地方公共団体のほか、地域住民、特定非営利活動法人（以下「NPO」という。）その他の民間団体等、多様な主体によって様々な取組がなされてきた。」について、各主体は並列にして記述すべき（必ずしも国等が主導してきたというわけではない。）
- モデル調査の結果を踏まえ、「全国的にみれば我が国の国内に由来するものが多いと言われている。」といったあいまいな表記は避けるべき。
- 「特定非営利活動法人」は「非営利活動組織」として標記すべき。（任意団体のNPOも含むことのできる表記にすべき。）

2. 海岸漂着物対策の基本的方向性

- 「美しい山河～」、「国民共有の財産として～」とあるが、どのレベルまで取り組むべきなのか分かりにくい。目標例や数値目標等まで踏み込み国が提示すべき。
- 日本国内のどの地域の海岸について、国としてどの程度の清浄さを保持したいのか明示すべき。
 - (1) 日本国内のどの地域（都道府県）を重点的に回収・処理対策を行うことで、その時点で海岸に存在する漂着ごみの「何割」を削減することができることや、海岸を有しない地域からの海域への流出抑制対策についてはどのような地域で重点的に行うなど、国としての基本的な考え方を示すべき。
 - (2) 対策マップ/工程表（基本計画）の作成が必要。都道府県の「地域計画」の作成に対応する国の「基本計画」の策定が不可欠である旨を明記すべき。
- 「海岸漂着物対策の基本的方向性」に記述された海岸漂着物対策の3つの柱に加え、下記についても記述すべき。
 - (1) 地域的特性（東シナ海の島しょ地域、太平洋沿岸等）に応じた重点対策の分野の提示
 - (2) 生物多様性の保全という観点から、配慮すべき事項を提示
 - (3) 民間団体等の活動における安全性の確保
- 現在問題となっている海岸漂着物等は中国、韓国、北朝鮮などであり、外交問題として国が一元的に処理すべき。

○海洋への再流出について、漂着物が破片化することへの留意が重要。

3. 海岸漂着物等の円滑な処理

○陸域に入り込んでいる漂着ゴミを早く回収することが、細分化を防ぎ生態系への影響を防ぐ上で効果的。

○清掃工場がボランティアによる清掃活動で集めたごみを引き受けてくれない場合がある。

○海岸漂着物は他の都道府県や周辺国に由来するものも、国の責任と財源で措置すべき。

○海岸漂着物をはじめ、海面を漂流する漂流ゴミ、海底に沈んだ海底ゴミなどのいわゆる海ゴミは、内陸部も含めた全域的な問題。地域や自治体に処理責任を負わせることは不公平であり、国が責任を持つべき。国が被害状況に応じて地方自治体に処理費用を配分する等の措置を講ずるべき。

○漂着物は離島にとって深刻な問題。離島の海岸に漂着したものは、その島で回収、処分できるようにすることがコスト面等からみて効果的。

4. 効果的な発生抑制

(1) 発生抑制

○河川から海洋へゴミを流出させないよう各流域でのネットワークを構築してはどうか。

○河口付近の漂着物は流域における河川等への不法投棄の監視等のほか、河川流域自治体と国が基金を設けて撤去・処理費用を負担する仕組みを構築すべき。

(2) 発生の状況及び原因に関する実態把握

○海岸漂着物の原因は発生源が遠く広域にわたるので、河川等、発生源に遡った調査が必要。

○周辺国に到達する前の段階での実態把握も必要。

○モニタリング等の実施については、地域毎にバラバラではなく、全国規模で比較や評価が可能な手法や「もの差し」を国が提示することが不可欠。モニタリング体制の構築は全国規模で、NPO その他の民間団体等の連携した体制を構築して対応すべき。

(3) ごみ等の投棄の防止

○道路及び河川の管理について散乱ごみの回収を業務仕様書に記載するなど、市街地におけるごみ等投棄の防止に努めるべき。

○事業活動ではない「レジャー」についても言及をすべき。

○「漁業関係者」が具体的に例示されていないのは実効性、現状把握の点で弱いと思われる。また、陸域起因のごみ対策の推進を考えると農業者や農協などの協力も不可欠。

5. 海域における漂流物等の回収対策の推進

○海底ごみが深刻な海域もあり、漂着物にとどまらない柔軟な施策が打てるよう配慮すべき。

○「協力を図りつつ、閉鎖性水域等における漂流物の」について、閉鎖性水域に限らず、漂着後に影響を与えるものという視点で、「協力を図りつつ、『海岸に漂着が予想される』漂流物の」としてはどうか。

○海底ゴミについては、取り組みが進んでおらず法整備もなされていない。海底ゴミ問題もきちんと位置づけるべき。

6. 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保

(1) 民間団体等との緊密な連携と活動の支援

○国や地方公共団体は、海域環境の保全に大きな役割を果たす民間団体に対して、その活動を維持できるような措置を講ずるべき。「海岸漂着物対策活動推進員等」についても同様。

○ボランティアベースで活動している民間団体は絶対的に財政基盤が脆弱。民間団体に対する「財政上の配慮」を優先し、当初3年間は民間団体の自立化、ネットワーク化に十分配慮すべき。

(2) 民間団体等の活動における安全性の確保をすべき。

○海岸漂着物の浜辺での焼却の危険性に留意が必要。

○ボランティア保険をかける等の対策を講じるべき。

7. 国際協力の推進

○近隣諸国と連携してまず自国からの流出を防ぐことが、他国の理解を得られる。

○国際協力の推進に際し、国は、民間団体等や学識経験者による国際的な活動との連携はもちろん、その活動の支援が必要。

8. 教育・普及啓発

○クリーンアップをエコツーリズムに組み込むなど、漂着物を観光資源化してはどうか。

○日本国民一人一人が、まず自分の身の回りにゴミを出さないようにすることが重要。

○海で活動する人に対する啓発について、ゴミや用具の飛散、流失防止を何らかの形で義務化するとともに啓発活動を推進することが必要。

○海岸環境白書を作成してはどうか。

○環境教育の結果、行動の変化に結びつかないと問題は解決しない。『環境教育の効果を高める』という記述を『行動の変化を促す』に替えてはどうか。

○「意欲ある国民や民間団体等～」とあるが、「ゴミ拾いをやりたい人」はそもそもどこにもいない。むしろ関心のない人こそゴミを投棄している可能性が高く、「多様な主体」を主眼に謳うなら、無関心な国民をいかに取り込むかに言及すべき。

9. 海岸漂着物対策活動推進員

○代表者以外に知見を有する関係者を排除しないため、推進員の候補については「NPOその他の民間団体及びその代表者【又はその関係者】、学識経験者等が挙げられる。」とすべき。

10. 技術開発・調査研究

○調査研究について、様々な知見やネットワークを持つNPOその他の民間団体等との連携を図るという点も重要。

○発泡スチロール碎片の回収技術の開発やレジンペレットの回収技術の開発の提言等も重要。

11. 地域計画の作成に関する基本的事項

○地域計画は、海岸漂着物の効果的な発生抑制の観点から国土全域での取組みの必要性を強調すべき。

○生物多様性の保全の観点も踏まえた目標設定が必要。

○重点区域の設定に際しては、河川経由のごみ等の発生抑制を図るため、『河川流域と一体となった』

広域的な取組の実施が可能となるよう配慮すべき。

○都道府県は、国の基本方針の見直しに応じて、地域計画の変更を検討すべき。

○対策の推進に際し、庁内の縦割りや利害関係に捉われない「独立した都道府県の窓口」が不可欠。既存部局の枠組みに捉われない専門部局を設置することが必要。

○「近隣の都道府県」とあるが、回収業務のノウハウや調整方法など共有すべき問題は山積しており、まずは近隣に留まらず都道府県を一つに繋げることが必要。

1 2. 海岸漂着物対策推進協議会

○協議会への参画について、代表者に絞って形骸化した事例もある。実際に知見を持つ実務担当者の参画を明記すべき。

○法律における協議会のモデルともなった山形県「美しいやまがたの海プラットフォーム」では、行政、大学、NPOによる「協働事務局」方式を採っており工夫の一つとして有効。このような形態での協議会も排除しない表記とすべき。

1 3. その他海岸漂着物対策の推進に関する推進事項

○専門家会議の委員構成では関連分野が網羅されないため、特にNPOの意見について留意すべき。

○民間団体等との連携について財政上の配慮が必要。

○NPO等との連携を図るため、緊密な情報交換を行うべきである旨の記述を追加すべき。

1 4. 全体に対する意見・提言等

○地域グリーンニューディール基金の執行手続では、事前調査の結果を基に効果的な対策を検討し、地域計画に盛り込み、予算措置のもとに実施するという対応が不可能。

○「地域グリーンニューディール基金事業」は平成 23 年度までの時限措置となっており、平成 24 年度以降についても、切れ目のない財政措置の実施が必要。

○雇用創出という視点で海岸漂着物対策に取り組んではどうか。